

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

大東建託株式会社
大東建託リーシング株式会社

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区港南 2-16-1
大東建託株式会社
代表取締役社長 熊切直美

東京都港区港南 2-16-1
大東建託リーシング株式会社
代表取締役社長 守義浩

大東建託株式会社（以下「分割会社」という。）及び大東建託リーシング株式会社（以下「承継会社」という。）は、平成 28 年 11 月 25 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、平成 29 年 5 月 1 日を効力発生日として、分割会社所有ビルの賃貸事業の全部および海外子会社株式の保有に係る事業の一部を承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

平成 29 年 5 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、分割会社において会社法第 784 条第 3 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っていません。

（2）新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

(3) 債権者保護手続

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、平成 28 年 12 月 1 日付官報及び同日掲載の電子公告により、その債権者に対して同項所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に従い、平成 29 年 3 月 1 日付でその株主に対して同項所定の事項を通知しましたが、同条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(2) 債権者保護手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、平成 28 年 12 月 1 日付官報により同項所定の事項を公告し、債権者へ個別に催告も行いましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である平成 29 年 5 月 1 日をもって、分割会社から分割会社所有ビルの賃貸事業の全部および海外子会社株式の保有に係る事業の一部に関して有する権利義務を承継しました。本件分割に際して承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ金 61,400 百万円（概算値）及び金 3,775 百万円（概算値）です。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

平成 29 年 5 月 12 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上